

環水大土発第 2011251 号
令和 2 年 11 月 25 日

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長
(公 印 省 略)

土壤汚染対策法第 3 条第 8 項の土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る
聴聞又は弁明の機会の付与について

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の施行については、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号。以下「施行通知」という。）をもって通知したところであるが、令和 2 年の地方分権改革に関する提案募集において、法第 3 条第 7 項の同条第 1 項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出並びに同条第 8 項の土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る手続に関する提案がなされた。

本提案に関して、法第 3 条第 8 項の命令に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「行手法」という。）第 13 条第 1 項に基づく聴聞又は弁明の機会の付与について、下記のとおり整理したので、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であること、及び行手法を所管する総務省行政管理局と協議済みであることを申し添える。

記

法第 3 条第 7 項において、同条第 1 項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の形質の変更（軽易な行為等を除く。）を行うときは、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととされており、当該届出を受けた都道府県知事は、同条第 8 項に基づき、裁量の余地なく、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査及びその結果の報告を命ずるものとされている。

ここで、法第 3 条第 8 項の命令は法的義務を課す行為であることから、行手法第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当する。

そして、行手法第 13 条第 1 項では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、

当該不利益処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないと定められている。

一方、行手法第3条第1項では、同法第2章から第4章の2までの規定が適用除外となる処分及び行政指導について規定されており、同法第3条第1項第14号に「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」が掲げられている。この「報告（略）を命ずる処分」は、相手方に対し行政庁が求める情報を提供する作為義務を課すものと解されている。

上記のとおり、法第3条第8項の命令は、同条第7項の届出があった場合に、裁量の余地なく発動することを都道府県知事に義務付けており、当該届出があったことをもって、土地の所有者等に対し都道府県知事が土壤汚染状況調査及びその結果の報告を命ずる処分である。これは、当該土地の所有者等に対し都道府県知事が求める情報を提供する作為義務を課すものであり、行手法第3条第1項第14号の「報告（略）を命ずる処分」に該当するものと考えられる。

したがって、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項の聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執る必要はないと解して差し支えないものとする。

なお、施行通知において「同条（注：法第3条）第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であつて、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができるものとする。」としているとおり、法第3条第8項の命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないことについては従前のおりであることに留意されたい。